平成２５年（フ）第１５１号
埼玉県草加市青柳３丁目14番24号
債務者　清川　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番14―409号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―101号
債務者　篠崎　宏美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
埼玉県熊谷市久下３丁目39番地14
債務者　藤谷　　実（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４７号
熊本市中央区帯山４丁目26番15号　スペックス水前寺東205、前住所熊本市中央区河原町４番地１　402号エバーライフ熊本中央
債務者　菊里　有希
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市辻１丁目８番５号　下地アパート103
債務者　上原　康成
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５６号
釧路市城山１丁目４番172号
債務者　葛西　弘樹
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
栃木県足利市伊勢町３丁目12番地35　コーポ伊勢207
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８６号
川崎市高津区千年602番地４　ウィズＭＲＳ203
債務者　小泉　行雄
成年後見人　小泉　維人
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
川崎市多摩区枡形１丁目８番５―102号、前住所川崎市多摩区枡形６丁目24番10号　ソフィア向ヶ丘104
債務者　山田　宏樹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
川崎市川崎区貝塚１丁目５番４―203号　ル・シエール
債務者　熊谷　大介
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
川崎市川崎区本町２丁目12番地２　Ｅ・Ｎハイツ101、前住所東京都練馬区桜台５丁目11番25号　千草荘102
債務者　日名田友子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
川崎市川崎区大島２丁目６番１―302号、前住所川崎市川崎区追分町14番14―402号　ジェイパークシティ川崎
債務者　井上　克美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
川崎市麻生区百合丘１丁目17番地　サンラフレ百合ヶ丘４―708、前住所川崎市多摩区東生田２丁目１番10―502号　ライオンズマンション向ヶ丘遊園第３
債務者　溝口　景紀
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
川崎市川崎区渡田東町18番２号
債務者　高山　　元
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
川崎市多摩区菅馬場３丁目29番14号　テラスハウス山佐Ｂ―２
債務者　平田　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係